破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第４６１号
相模原市南区上鶴間３丁目24番１―231号、開始決定時の住所横浜市青葉区もみの木台16番地23
破産者　岡　　章
1　決定年月日　平成25年５月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第１９４号
北海道石狩市花川北３条２丁目102番地
破産者　阪中　憲剋
1　破産債権の届出期間　平成25年５月30日まで
2　一般調査期日　平成25年６月20日午前11時
平成25年５月１日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６１号
長崎県長崎市泉２丁目５番37号、旧住所長崎県長崎市西山台１丁目15番６号
破産者　筒井　聡子
1　破産債権の届出期間　平成25年６月４日まで
2　一般調査期日　平成25年８月９日午後２時
平成25年４月30日
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５５６５号
大阪市天王寺区勝山１丁目11番２―301号
破産者　髙木英二郎
1　破産債権の届出期間　平成25年６月７日まで
2　一般調査期日　平成25年７月８日午後３時30分
平成25年５月１日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７３号
山形市桧町４丁目８番13号
破産者　有限会社貝和製菓
1　破産債権の届出期間　平成25年６月21日まで
2　一般調査期日　平成25年８月１日午後３時
平成25年５月２日　　山形地方裁判所民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第５３号
東京都中央区日本橋茅場町３丁目１番７―702号、開始決定時の住所山口県光市島田６丁目６番７―203号
破産者　岡村　厚志
異議申述期間　平成25年６月７日まで
平成25年５月２日　山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第１６４号
宮崎県延岡市稲葉崎町３丁目1406番地１
破産者　中川　紀夫
異議申述期間　平成25年７月２日まで
平成25年５月２日　宮崎地方裁判所延岡支部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第５号
愛媛県松山市末町乙267番地１
清算株式会社　松山温泉開発株式会社
代表清算人　坪内　洋輔
1　決定年月日　平成25年４月30日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
松山地方裁判所民事第１部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第２００３号
東京都新宿区新宿２丁目11番７号
清算株式会社　吉田商事株式会社
1　決定年月日　平成25年５月１日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２５年（ヒ）第１号
兵庫県尼崎市末広町１丁目３番地２
清算株式会社　株式会社元浜工業所
1　決定年月日　平成25年４月30日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所尼崎支部

再生計画認可

平成２４年（再）第５号
北海道江別市工栄町８番地６
再生債務者　株式会社全栄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月25日までに書面投票による決議により可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成25年４月26日
札幌地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第９４号
札幌市南区川沿６条３丁目２番12―105号
再生債務者　中元　　徹
1　決定年月日時　平成25年４月30日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年５月21日まで
4　一般異議申述期間　平成25年６月４日から平成25年６月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第９号
千葉県匝瑳市平木8644番地８
再生債務者　古川　喜重
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年５月22日まで
4　一般異議申述期間　平成25年６月５日から平成25年６月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（再イ）第５９号
名古屋市守山区永森町363番地　メゾン永森301
再生債務者　山田壮一郎
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年５月22日まで
4　一般異議申述期間　平成25年５月29日から平成25年６月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第５号
愛知県額田郡幸田町大字菱池字菅田29番地１
再生債務者　三田　拓摩
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年５月22日まで
4　一般異議申述期間　平成25年５月29日から平成25年６月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２５年（再イ）第５号
岐阜県揖斐郡大野町大字稲富1762番地16
再生債務者　橋村　正和
1　決定年月日時　平成25年５月２日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年５月23日まで
4　一般異議申述期間　平成25年５月30日から平成25年６月６日まで
岐阜地方裁判所大垣支部

平成２５年（再イ）第７号
岐阜県大垣市荒川町445番地６
再生債務者　高橋　忠行
1　決定年月日時　平成25年５月２日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年５月23日まで
4　一般異議申述期間　平成25年５月30日から平成25年６月６日まで
岐阜地方裁判所大垣支部

平成２４年（再イ）第１３１号
千葉県松戸市松戸2156番地　MHビル402号
再生債務者　杉永　典正
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年５月28日まで
4　一般異議申述期間　平成25年６月４日から平成25年６月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（再イ）第１３８号
東京都中央区日本橋馬喰町１―４―14―1502
再生債務者　宮本　隆彦
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年５月28日まで
4　一般異議申述期間　平成25年６月11日から平成25年７月２日まで
東京地方裁判所民事第20部